

入会申込書

- ・公益社団法人青森県トラック協会 会長 殿
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部 支部長 殿

申込み年月日		令和	年	月	日	(支部名)	
申込み者							
住 所 〒 —							
ふりがな 名 称							
代表者の役職・氏名							
電話番号 — —				ファックス番号 — —			
事 業 所							
住 所 〒 —							
ふりがな 名 称							
事業所代表者の役職・氏名							
電話番号 — —				ファックス番号 — —			
会費請求書及び資料等の送付先 連絡用メールアドレス (複数の設定可)							
許可年月日	昭和・平成・令和			年	月	日	許可番号
事業の種類		一般貨物	特別積合せ	従業員数		第 号	
		特 定	霊 柩	計 名		運転者 名	
						その他 名	
車 両 台 数	2 トンまで	8 トン未満	8 トン以上	牽 引 車	被 牽 引 車		
計 両	両	両	両	両	両		
車両明細は別紙のとおり。(車両台帳の写しでも可)							

誓 約 書

入会の上は、貴法人の定款を遵守し、総会並びに青ト協理事会及び陸災防青森県支部委員会の決定に従います。

確 認 書

私は、公益認定法上の欠格事由（認定法第 6 条）に類似する過去の行為又は現状につき、公的処分又は指定を受けたことはありません。

令和 年 月 日

氏名

印

協力団体への加入について (※ ○を付してください。)

協 力 団 体 名	会 費	加入申し込み	
青森県トラック政策研究会	事業者個人会費・年 2,000 円	入会する	入会しない

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(欠格事由)

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第二十九条第一項（第四号を除く。）又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ この法律、一般社団・財団法人法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

二～六 （略）

別 紙 車 両 明 細

事業所名

[illegible]

令和 年 月 日